

# 平成 29 年第 1 回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	市長就任の所信表明について	P 1
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例の一部改正）	P 8
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	P 9
4	専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）	P 9
5	専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度さくら市一般会計補正予算（第 7 号））	P 9
6	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 10
7	専決処分事項の報告について（総合交流ターミナルリニューアル建築工事請負契約の変更）	P 11
8	議案説明資料 参照法令等	P 12
9	さくら市税条例の一部を改正する条例案の新旧対照条文	P 14
10	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 35
11	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 37

花塚 隆志でございます。さくら市議会の臨時会開催にあたり、私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただく機会をいただきました。感謝申し上げます。

私は、このたびのさくら市長選挙におきまして、多くの市民の皆様、そして議員の皆様のご支持、ご支援を賜り、第4代さくら市長として、本市の舵取り役を任せていただくこととなりました。

あらためて、その責任の重さを痛感しております。この上は、市民の皆様の期待と信頼に応えられるよう、強い覚悟と信念のもと、さくら市の発展のため全力を傾注してゆく所存です。

私は、市長選挙の立候補に際して、「さくら市進化プラン」と題して、市政経営に取り組む基本理念や重点的に取り組む内容を取りまとめ、市民の皆様にお示しさせていただきました。

まずは、私が市政を進める上での基本理念・将来像を申し上げたいと存じます。

さくら市は市町村合併から12年が経過いたしました。市町村合併による国からの各種の財政支援策等の恩恵を受けられる

時期は過ぎ去ったものと考えております。

これからは政策の質を高め、市民満足度の向上に向けた質実  
さで、さくら市を「進化」させる時であると考えております。

そこで、私が取り組む市政の基本理念を「『暮らしを楽しめる』  
まちづくり」と定め、その将来像を「四里四方で完結できる理  
想の小都市、好アクセスな『健康 里山 桜の小都市』の創造」、  
といたしました。

東西南北の距離と地理的・地形的条件を最大限に活かしつつ、  
「子ども達が健やかに成長し、市民の皆様が健康で自然や文化  
芸術に親しみながら、さくら市での暮らしを楽しめる。」まさに、  
そのようなまちづくりを進めてまいります。

次に、これらの基本理念や将来像を実現するための覚悟と姿  
勢を明確にするため、「進化を支える 4 つの柱」を宣言いたしま  
す。

まず、第 1 に、成果重視の「実行主義」宣言です。

市民のために何が実行できたのか、その実行によってどんな

成果が上がったのか、ということをもっと重要な価値基準にいたします。そのために、目標を明確化して実現に取り組みます。

第 2 に、「市民第一主義」宣言です。

考えることは重要です。では、誰のために考えるのか。市民の課題・難題を解決するためなら、とことん考えぬく。私は、さくら市役所を市民の役に立つ所にします。

第 3 に、「進取主義」宣言です。

気付いたことは身軽にスピード感をもって実行する。情報に目を研ぎ、先進地事例を研究し、今、何が必要かを念頭に、前例主義を乗り越えて、新たな取組みを積極果敢に実行します。

第 4 に、「誇れるふるさと」宣言です。

さくら市は、歴史、文化、伝統ある美しい自然環境に恵まれた、誇れるふるさとです。4,200 万人もの人々が住み、気候も温暖な関東平野は、世界に冠たる地域であります。その恵まれた地域の中にあるさくら市の誇れる地域資源をあらためて掘り起こし、それらを磨き上げ、さくら市の魅力・活力を倍増しま

す。

つぎに、ただいま申し上げました「4 つの柱・4 つの宣言」を具現化するための施策ですが、これらは「第2次さくら市総合計画」、「さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、諸計画の考え方も踏まえた上で、さくら市の魅力をさらに磨き上げ、市民の皆様の満足度を向上させるための取組みを進めてまいります。

まず、一つ目は、「売り上げを伸ばす！ 農商工、産業の進化」といたしまして、

- ・ さくら市の基幹産業である農業において、より地産地消を推進し、農産物の売り上げを1.2倍にします。
- ・ さくらブランドを推進し、1店1品、個性と魅力ある商品で商店の売り上げを増やします。
- ・ 積極的なシティープロモーションを展開し、魅力あるイベントやさくら式グリーンツーリズムなどにより、広くさくら市を知っていただき交流人口を倍増します。
- ・ 市内企業がより元気になるために、地元産品の優先調達、

業務拡大に向けた個別支援策に取り組みます。また、本気で企業誘致にも取り組みます。

二つ目は、「気力・体力・学力 No.1 教育の進化」といたしまして、

- ・日本の良さは教育の良さにあります。さくら市の子どもたちの教育環境をさらに充実し、全国学力学習状況調査結果を県内トップクラスに引き上げます。
- ・また、基礎学力を養う市民塾や5歳児からの英語学習、さらには、里山を活かした体験学習などを行う、課外学校「さくらスクール」の開設に取り組むとともに、スポーツ教育施設の充実を図ります。

三つ目は、「母になるなら、父になるなら、子育てするならさくら市で！ 働き・子育て環境の進化」といたしまして、引き続き、子育てのための経済支援に取り組み、雇用環境の充実や女性が社会参加しやすい環境づくり、困窮世帯への支援など、子育て世代のあらゆる課題に取り組みます。

四つ目は、「いつまでも安心な暮らしのために 医療・福祉・移動手段の進化」といたしまして、健康長寿を促進し、高齢者や障がいのある方にも優しいまちであるために、さくら市独自の地域包括ケア体制の確立や市内の交通ネットワークの再構築など、安心して住みやすい「健康のさくら市」づくりに取り組みます。

五つ目は、「さくら市の魅力倍増！ ふるさとの進化」といたしまして、氏家駅周辺と喜連川中心街の魅力倍増を目指し、暮らしを楽しむ「健康散策ゾーン」の設定や、世界中の桜を植栽するなど、桜を誇れるまちづくりを行います。

- ・芸術と文化に彩られた国際都市 SAKURA として、海外の都市との友好交流を進めます。さらには、まちづくりは“ひとづくり”の考えのもと、NPOや市民ボランティア活動の支援を充実します。

また、先ほど申し上げました、「進化を支える4つの柱」、・成果重視の実行主義宣言・市民第一主義宣言・進取主義宣言・誇れるふるさと宣言の具体的な施策や事業を実現していくために、



政策実行のための新たな体制を速やかに整えます。また、業務の一層の効率化、職員の資質向上、あるいは公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の長寿命化や総量抑制等の取組みも必要となりますので、行政改革の取組みにも注力してまいります。

以上、私の理念、そして将来像、それを具現化する施策を述べさせていただきましたが、中には、実現にはかなり高いハードルが想定されるものもあります。

しかし、その障壁を必ず乗り越えて前進するのだという決意をもって、市の将来のために積極果敢に挑戦いたします。それには、4万4千人の市民の皆様のお力と議員各位のご理解とご協力なくしては実現できません。

少子高齢化が進み、人口減少時代に直面する今、全国の自治体が知恵を絞り、地方創生にしのぎを削り、将来を模索するこの数年は、さくら市にとって、これまでになく大切な時期になるものと考えております。

市民のため、さくら市の未来のため、私は、誠意と情熱を持って、329人の市職員とともに市役所が一丸となり、市民の皆

様と一緒に、「チームさくら」として、さくら市の進化のため、全身全霊で取り組んでまいっている覚悟であります。

皆様には、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます、私の所信といたします。

引き続き、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 4 件、任命同意 1 件及び報告 1 件であります。

議案第 1 号から議案第 4 号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

専決処分第 2 号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期限を2年延長するなど所要の改正を行ったものであります。

専決処分第3号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第4号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得を引き上げるため、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第5号は、平成28年度さくら市一般会計補正予算(第

7号)であります。

今回の補正予算は、年度末に歳入歳出が確定したことにより、55万7千円を追加し、予算の総額を205億4,240万円といたしました。

歳入の主なものは、6款地方消費税交付金で、1億569万1千円、10款地方交付税で、1億8,269万円を追加、18款繰入金で、2億2,067万9千円、21款市債で、8,650万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、10款教育費で、基金積立として博物館費55万7千円を追加し、計上いたしました。

第2表地方債の補正は、総合交流ターミナル施設リニューアル事業債ほか5件の限度額を変更したものであります。

議案第5号は、さくら市教育委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、現委員の森島<sup>もりしま</sup>仁氏が平成29年5月23日をもって任期満了いたしますが、引き続き同氏をさくら市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

報告第1号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項について専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3)～(15) 略

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会在が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

〔議会の委任による専決処分〕

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### ◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（抄）

〔任命〕

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 略

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 25 年 9 月 9 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の 5 パーセント以内に相当する金額(2,000 万円以下のものに限る。)</u> <u>に係る契約の変更に関すること。</u>	平成 25 年第 3 回 さくら市議会定例会	議員案第 2 号	平成 25 年 9 月 9 日





改 正 案	現 行
<p><u>申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 34 条の 9 所得割の納税義務者が、<u>第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款</u>  <u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 34 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により <u>提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により</u> <u>納付しなければなら</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 34 条の 9 所得割の納税義務者が、<u>第 33 条第 4 項の申告書</u> <u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項の申告書</u>  <u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第 2 章第 1 節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 34 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定によつて提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によつて納付しなければなら</p>

改 正 案	現 行
<p>い。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には____、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には____、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐</p>	<p>い。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする____。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>_____</u>、次に掲げる期間(詐</p>

改 正 案	現 行
<p>偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
<p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により <u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項 (同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。)</u>の規定の適用を受けているものについて、<u>同法第 75 条の 2 第 9 項 (同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</u>の規定の適用がある場合には、<u>同法第 75 条の 2 第 9 項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</p>	<p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項 (同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、<u>同法第 75 条の 2 第 7 項 (同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</u>の規定の適用がある場合には、<u>同法第 75 条の 2 第 7 項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</p>
<p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により <u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係 (同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。)</u>がある連結子法人 (同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。)(連結申告法人 (同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 2 項において同じ。))に限る。))については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額 (法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法</p>	<p>7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係 (同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。))がある連結子法人 (同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。)(連結申告法人 (同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 2 項において同じ。))に限る。))については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額 (法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法</p>

改 正 案	現 行
<p>人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には_____、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)</u>があったとき(当該<u>増額更正</u>に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により</p>	<p>人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする_____。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の場合において、<u>法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)</u>の提出_____があったとき(当該<u>修正申告書</u>に係る市民税について同条第1項____、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により</p>

改 正 案	現 行
<p>納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつた_____ときに限る。)は、当該増額更正_____により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正_____の通知をした日<u>(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間</u></p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 略</p> <p>2~7 略</p> <p>8 <u>法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。</u></p> <p>9・10 略</p>	<p>納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については_____、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る_____市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで_____の期間</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 略</p> <p>2~7 略</p> <p>8 <u>法第349条の3、第349条の4又は第349条の5_____の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5_____に定める額とする。</u></p> <p>9・10 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋 _____ に係る建物の区分所有等に関する法律第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の按分)の申出)</p> <p>第 63 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地 (以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度 (第 3 号及び第 74 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度 (法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第</p>	<p>(施行規則第 15 条の 3 第 2 項 _____ の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 2 項 _____ の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に _____ 掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のあん分の申出)</p> <p>第 63 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に _____ 掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地 (以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度(第 3 号及び第 74 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度 (法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第</p>

改 正 案	現 行
<p>74 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日 (以下この項及び第 74 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年 (第 74 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、<u>法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域 (第 74 条の 2 において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 74 条の 2 において同じ。)</u>には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p>	<p>74 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日 (以下この項及び第 74 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年 (第 74 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年 _____ を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度 _____ )の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に _____ 掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>4 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第 74 条の 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>4 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第 74 条の 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年 _____ を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度 _____ )の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年 _____ を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 _____ )の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>



改 正 案	現 行
<p>第 8 条 昭和 57 年度から平成 33 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書 (その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>第 8 条 昭和 57 年度から平成 30 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書 (その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
2・3 略	2・3 略
(読替規定)	(読替規定)
<p>第 10 条 <u>法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。</u></p>	<p>第 10 条 <u>法附則第 15 条、第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 5」とあるのは「若しくは第 349 条の 5 又は法附則第 15 条、第 15 条の 2 若しくは第 15 条の 3」とする。</u></p>
(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)	(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)
第 10 条の 2 略	第 10 条の 2 略
2~6 略	2~6 略
7 法附則第 15 条第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	7 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
8 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	8 法附則第 15 条第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
9 法附則第 15 条第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	9 法附則第 15 条第 31 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
10 法附則第 15 条第 32 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	10 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
11 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	11 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

改 正 案	現 行
12 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	12 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
13 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	13 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
14 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	14 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
—	15 法附則第 15 条第 36 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
15 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	16 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
—	17 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。
16 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。	18 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。
17 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	19 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第 10 条の 3 略	第 10 条の 3 略
2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第 7 条第 3 項</u> に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則 <u>附則第 7 条第 2 項</u> に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 略	3 略
4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 1 号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を	4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項 <u>      </u> の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 2 号 <u>      </u> に規定する補助を受けている旨を証する書類を

改 正 案	現 行
<p>添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</u></p> <p>(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>令附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>	<p>添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに<u>令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</u></p> <p>(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第24項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>令附則第12条第28項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第29項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号</u></p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年法律第 123 号) 第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条 (第 5 項を除く。)</u>において同じ。) に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の</p>	<p>9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年法律第 123 号) 第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) 略 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車 (ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u>において同じ。) に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の</p>

改 正 案	現 行
<p>表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div>	<p>表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 <u>法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	
<p>6 <u>法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	
<p>7 <u>法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車 (前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</u></p>	
<p>第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3</p>	<p>第 16 条の 2 削除</p>

改 正 案	現 行
<p><u>輪以上の軽自動車</u>が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等</u> (法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 <u>市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。) により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定 (第 87 条及び第 88 条の規定を除く。) を適用する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p>4 <u>第 2 項の規定の適用がある場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「納期限 (」とあるのは、「納期限 (附則第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 16 条の 3 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。) に係</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 16 条の 3 略</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。) に係</p>

改 正 案	現 行
<p>る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する<u>特定配当等申告書</u>を提出した場合 (次に掲げる場合を除く。) に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>同条第 1 項</u> 及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第 33 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等 (租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。) の譲渡 (同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。) をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡 (法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。) に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得 (次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項 _____ において同じ。) に係る課税長期譲渡所得金額に対して課</p>	<p>る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する<u>申告書</u> _____ を提出した場合 _____ に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>第 33 条第 1 項</u>及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等 (租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。) の譲渡 (同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。) をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡 (法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。) に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得 (次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。) に係る課税長期譲渡所得金額に対して課</p>



改 正 案	現 案 行
<p>する市民税の所得割の額は、<u>前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書（</u>  <u>市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ</u>  <u>。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが</u></p>	<p>する市民税の所得割の額は、<u>同項の</u>規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>当</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 9 項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合 (第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。) における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 2 第 3 項前段に規定する条約適用配当等 (以下「条約適用配当等」という。) に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書</u></p> <hr/> <p>_____にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 (<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。</p>	<p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合 (第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。) における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 2 第 3 項_____に規定する条約適用配当等 (以下「条約適用配当等」という。) に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書 (<u>その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。</u>) にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 (<u>これらの申告書_____にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。</p>

改 正 案	現 行																								
<p>第1条の2 さくら市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第16条第2項から第4項までを削る。</p> <p><u>附則第16条の2を次のように改める。</u></p> <p><u>第16条の2 削除</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 <u>さくら市税条例等の一部を改正する条例（平成26年さくら市条例第35号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。</u></p>	<p>第1条の2 さくら市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第16条第2項から第4項までを削る。</p> <p>(以下略)</p> <p>(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 <u>さくら市税条例等の一部を改正する条例（平成26年さくら市条例第35号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「さくら市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><u>第82条第2号ア</u></td> <td style="width: 15%;"><u>3,900円</u></td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;"><u>3,100円</u></td> </tr> <tr> <td><u>(イ)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第82条第2号ア</u></td> <td><u>6,900円</u></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td><u>(ウ) a</u></td> <td><u>10,800円</u></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>7,200円</u></td> </tr> <tr> <td><u>第82条第2号ア</u></td> <td><u>3,800円</u></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>(ウ) b</u></td> <td><u>5,000円</u></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>4,000円</u></td> </tr> </table> <p>附則第16条第1項 <u>第82条</u> さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成26年さくら市条例第35号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される<u>第82条</u></p>	<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>		<u>3,100円</u>	<u>(イ)</u>				<u>第82条第2号ア</u>	<u>6,900円</u>		<u>5,500円</u>	<u>(ウ) a</u>	<u>10,800円</u>		<u>7,200円</u>	<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,800円</u>		<u>3,000円</u>	<u>(ウ) b</u>	<u>5,000円</u>		<u>4,000円</u>
<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>		<u>3,100円</u>																						
<u>(イ)</u>																									
<u>第82条第2号ア</u>	<u>6,900円</u>		<u>5,500円</u>																						
<u>(ウ) a</u>	<u>10,800円</u>		<u>7,200円</u>																						
<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,800円</u>		<u>3,000円</u>																						
<u>(ウ) b</u>	<u>5,000円</u>		<u>4,000円</u>																						

改 正 案	現 行			
	附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア (イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)	
		3,900円	3,100円	
	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア (ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a	
		6,900円	5,500円	
		10,800円	7,200円	
	附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア (ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b	
		3,800円	3,000円	
		5,000円	4,000円	
	附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)		
	第1条 略	第1条 略		
	(1) 略	(1) 略		
	(2) 第1条中さくら市税条例附則第16条の改正規定及び第2条の規定並びに附則第3条の2の規定 平成29年4月1日	(2) 第1条中さくら市税条例附則第16条の改正規定及び_____附則第3条の2の規定 平成29年4月1日		
(3) 略	(3) 略			
(4) 第1条の2の規定及び_____第3条中さくら市税条例の一部を改正する条例(平成27年さくら市条例第22号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日	(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中さくら市税条例の一部を改正する条例(平成27年さくら市条例第22号)附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日			

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～5 略</p> <p>(法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合)</p> <p><u>6</u> 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。 (宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> <u>附則第 7 項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第 7 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 7 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>附 則 1～5 略</p> <p>(法附則第 15 条第 36 項の条例で定める割合)</p> <p><u>6</u> <u>法附則第 15 条第 36 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 (法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合)</p> <p><u>7</u> 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。 (宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> <u>附則第 8 項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第 8 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 8 項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 19 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p><u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p><u>12</u> 略</p>	<p><u>13</u> 略</p>
<p><u>13</u> <u>附則第7項及び第9項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項、第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号</u>口に、<u>附則第12項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>	<p><u>14</u> <u>附則第8項及び第10項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項及び第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第11項及び第12項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号</u>口に、<u>附則第13項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>
<p><u>14</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p><u>15</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第28項、第32項、第36項、第37項、第42項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>
<p><u>15</u> 略</p>	<p><u>16</u> 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>27 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>49 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>26 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>48 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p>